

○ 信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十六号）

改  
正  
案

現  
行

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第九号まで及び第三十七号を除く。）に掲げる者の業務の代理
- 二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第一条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合（農業協同組合法（昭和二年法律第二百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十二条第二項に規定する信用事業（信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第九号まで及び第三十八号を除く。）に掲げる者の業務の代理
- 二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第一条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合（農業協同組合法（昭和二年法律第二百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十二条第二項に規定する信用事業（信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する

法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

三 告示第一条第三十七号に掲げる業務（法第五十三条第六項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

三 告示第一条第三十八号に掲げる業務（法第五十三条第六項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第九号まで及び第二十六号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第二条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

三 告示第二条第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務（法第五十一条第五項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令

第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第九号まで及び第二十七号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第二条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

三 告示第二条第二十七号に掲げる者の次に掲げる業務（法第五十一条第六項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令

第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結